

お 知 ら せ

## J Aバンクえひめ 新型コロナウイルス対策資金

新型コロナウイルスの発生により影響を受けている皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

J Aバンクえひめ（県内 12 J Aと県信連で構成）では、今回の新型コロナウイルスにより影響を受けられました農業者の方に対し、必要な資金を円滑に融通することにより、農業経営の安定化を支援する事を目的として、この度「J Aバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金」を創設いたしました。

本資金に対して、J Aバンクが利子補給を行うことにより、融資後 5 年間は無利子となります。また、愛媛県農業信用基金協会の保証料を全額助成いたします。

詳しいお借入内容については、最寄りの J A窓口にご相談ください。

## J Aバンク えひめ 新型コロナウイルス対策資金

商品名	J Aバンク えひめ 新型コロナウイルス対策資金	利子補給	●災害緊急特別対策利子補給適用 当初5年間0.600%の利子補給を行います。				
ご利用 いただける方	●新型コロナウイルスの影響により経営の維持安定が困難な農業者等 (組員・准組員の方)	保証料	●一括前払いとなります。 J Aバンク えひめ 基金協会保証料 助成適用商品です。				
資金使途	●新型コロナウイルスの影響による生産量の低下や販売数量の減少等により生じた農畜産物等の損失額 ●その他、新型コロナウイルスの影響により生じた費用で農業経営の維持においてJ Aが必要と認めた資金	苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)またはこちらにお申し出ください。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>担当部署</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>金融部 貸付課</td> <td>089-946-1611</td> </tr> </table> 当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記担当部署またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)	担当部署	電話番号	金融部 貸付課	089-946-1611
担当部署	電話番号						
金融部 貸付課	089-946-1611						
借入金額	●個人10万円以上500万円以内 ●法人10万円以上1,000万円以内						
借入期間	●7年以内(据置3年以内)						
借入利率	●固定金利0.600% 利子補給適用後当初5年間0.000%、以降0.600%						
借入方法	●証書貸付	影響の確認	申込人より「新型コロナウイルスの影響状況確認表」のご提出をいただきます。				
返済方法	●元利均等方式および元金均等方式とし、毎月返済方式、年1回、年2回返済方式が可能です。 返済日はあらかじめJ Aが定めた特定の日とします。	取扱期間	令和2年3月30日(月)～ 令和3年3月31日(水)				
担保	●必要に応じて担保を設定させていただきます。	その他	●お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。 審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <p style="text-align: right;">令和2年3月30日現在</p>				
保証人	●愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。 ●法人の方は、代表者を連帯保証人とします。 ※個人・法人の場合でも連帯保証人を追加する場合があります。						

(※1) 保証料は一旦お借入者ご本人がお支払いいただき、貸出実行日の翌々月の15日に指定口座へ返戻させていただきます。(休日の場合は翌営業日)

(※2) 審査結果によってはお客様のご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(※3) 詳しい融資条件については、当J Aまでお問い合わせください。

J A松山市                      農業金融課                      T E L 089-946-1611

または最寄りのJ A松山市 支所・出張所までお問合せ下さい。